

平成 24 年度 事業計画書

グローバル化の進展する中、科学技術立国を標榜する我が国にとって、技術は国際競争力を高め国益を維持する源である。特に、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災とそれに続く原発事故により、安心安全な社会の実現への国民の関心も高まり、我が国を代表する技術者集団としての本会の果たすべき役割は益々増大したと考えられる。技術士に対する産業界の評価は高く、その活躍に対する期待は、先般策定された第 4 期科学技術基本計画においても示されている。

本会が、公益法人として社会貢献するには、健全な財務体質の構築が基本条件で、そのためには会員数の拡大が必要となる。現在の会員数は平成 23 年に 14 千人に達したものの、入会率は十分とは言えず、継続的な会員拡大活動が必要である。平成 23 年度の受験申込者数は、第一次試験、第二次試験共に前年度実績を下回っており、今後一層、JABEE 認定課程への技術士の浸透と第二次試験の受験への意識付けの強化の実施等により受験者数の増大を図る必要がある。

会員の拡大には、広報による社会的認知度の向上と会員としての魅力ある活動が重要で、特に、技術士資格の活用促進、CPD 機会の充実、国際協力への参画などを積極的に進める必要がある。また、これらの活動の活性化には、統括本部・部会・委員会等の活動に加え、地域本部及び関東甲信地域を初めとする県支部（以下、「地域組織」）が、日本技術士会として一体となって取り組むこととする。

I 一般事業

1 技術士及び技術者の倫理の啓発

改正技術士法（平成 12 年）、「技術士プロフェッション宣言」（平成 19 年）、及び公益社団法人としての本会の新たな定款の内容と共に、国際化への対応も踏まえ、平成 23 年 3 月に新たに「技術士倫理綱領」を制定した。この理念を広く会員のみならず技術士全般への浸透を図るため、外部に向けたシンポジウムや研修会等を開催し技術者倫理の啓発に努める。

- (1) 技術者倫理に関する一般企業向けも含めたセミナー、研修会等の開催
- (2) 技術者倫理に関する会員の活動状況の登録促進や情報の整備
- (3) 新たな技術士倫理綱領の理解促進活動

2 技術士の資質向上

技術士法では、技術士の資質の向上を図るため、資格取得後の継続研鑽（CPD）が責務とされ、CPD は本会の基本事業の一つと位置づけられている。よって、本会は、会員のみならず広く技術士全般に対する CPD の啓発を、関連する学協会とも連携し促進する。CPD 活動を技術士や社会のニーズに応じた体系化の下に進めるとともに、特に各地域の会員の CPD 実施機会の増加を目指した施策を実施する。また、CPD 審査を継続実施し「社会に担保できる CPD 制度」についての広報を積極的に進める。

- (1) 「技術士 CPD 中央講座」、「技術士 CPD ミニ講座」、「技術士業績・研究発表年次大会」、「技術士フォーラム」、「技術者倫理研究事例発表大会」等の開催
- (2) 地域組織・部会における講演会や見学会の活性化に向けた支援のほか、「北東3地域本部技術士交流研修会」及び「西日本技術士研究・業績発表大会」の開催
- (3) 全国の会員が閲覧可能となるよう地域組織・部会・委員会が企画する講演内容の本会ホームページ掲載及び CPD 教材の整備・充実、学協会会員の相互参加による連携の促進等による CPD 機会の拡大と内容の充実
- (4) 未入会技術士に対しての本会ホームページでの CPD 行事情報の提供、啓発及び入会促進
- (5) CPD 行事への参加申し込みから CPD 記録の登録・審査まで一貫した管理が可能な P e-CPD システムの改善及び利用の促進
- (6) 技術士 CPD 実施記録の質の確保を目指して改訂された「技術士 CPD ガイドライン」に基づく、CPD 登録証明書の発行制度及び技術士 CPD 認定会員制度の普及・広報、並びに CPD 登録内容の審査の実施
- (7) 本会が発行する CPD 登録証明書の活用について、研修委員会と地域本部と協力して技術士 CPD の理解を広めるための自治体等への働きかけ
- (8) 技術士 CPD に相応しいプログラムとして認定する基準の策定等、CPD 認定プログラム制度の構築

3 技術士制度の普及・啓発

技術士制度の普及・啓発のために、行政機関や業界団体等への活用促進を働きかけるとともに、技術士の活用及び技術士制度に関する調査・提言ならびに広報活動を行う。技術士全国大会や地域での企業、教育機関や公的機関との交流会や地域組織・部会が開催する研修会・講演会等を広く社会に公開し、技術士制度の普及を図る。

- (1) 国、地方自治体、地域の業界団体等を対象にした技術士の活用及び技術士制度に関する調査
- (2) 上記の調査結果を踏まえた関係機関への技術士の活用及び技術士制度の普及に関する提言や働きかけ
- (3) 「第 39 回技術士全国大会」(大阪市)、「中小企業活性化研究会・交流会」(埼玉県)、「地域産学官技術士合同セミナー」(東北、北陸、四国、九州地域本部)、「技術士試験合格者祝賀会」(統括本部、各地域組織、各部会)等の開催

4 業務開発及び活用促進

会員のみならず技術士としての業務の発展、あるいは有資格者としての意義が社会の中に正当に位置付けられることを目的に、新たな事業の開拓とその普及及び関係官庁や関係団体等への働きかけを今後とも積極的に継続する。

- (1) 国、地方自治体、業界団体、海外業務関係機関等への技術士の活動範囲の拡大について、地域組織・部会との連携の下での働きかけ
- (2) 東京都中小企業振興公社、中小企業基盤整備機構、科学技術振興機構、弁護士会、弁理士会等が実施している調査、審査、鑑定、技術指導等への支援
- (3) 国際協力機構、日本貿易振興機構、食品産業センター、中国国際人材交流協会、台北駐日経済文化代表處、韓国中小企業振興公団、韓日産業・技術協力財団、欧州復興開発銀

行等が実施している専門家派遣、審査等への支援

- (4) 技術監査制度など、企業が社会的責任を果たす上で有用な技術士業務の新たなビジネスモデルの開発
- (5) 技術士業務開業研修会、技術士開業入門コース及び海外業務研修会の開催

5 技術系人材の育成

技術士資格取得に向けた修習技術者(技術士第一次試験合格者及び JABEE 認定課程修了者)の修習活動を支援する事業内容の見直しと充実化へ向けた検討を進めるとともに、大学等の教育機関に対する技術士活動の紹介など技術士制度の普及啓発を図る。

- (1) 修習技術者及び準会員が期待する支援内容の検討
- (2) 修習技術者に対する支援体制の充実と準会員への入会促進
- (3) 研修委員会に設置した修習技術者支援制度検討ワーキンググループの検討を踏まえた「修習技術者のための修習ガイドブック」の改訂実施
- (4) 「技術士第一次試験合格者・JABEE 認定課程修了見込み者ガイダンス」、「修習技術者研究発表大会」、「先端複合技術研究発表年次大会」、「修習技術者研修セミナー」、「修習技術者キャリアアップセミナー」、「修習技術者研修会」、「先端複合技術研究会」の開催
- (5) WEB 講演視聴等を活用した研修機会の地域格差是正への取組み
- (6) 大学・高専等の教育機関に対する技術士及び技術士制度についての組織的な広報の強化、特に女子学生、JABEE 認定課程の在学学生、教職員等に対する説明会の開催、並びに説明員の強化

6 国際交流及び国際協力活動

技術を通じた国際交流や国際協力は、技術士による我が国の国際社会への貢献活動である。日韓技術士交流実行委員会、海外活動支援実行委員会、青年技術士交流実行委員会や地域組織などによる既存の活動を国際委員会のもとに位置づけ、新たな地域も含めた国際交流活動の促進を検討する。

合わせて自由貿易協定の進展等も視野に入れた APEC エンジニア、EMF 国際エンジニアの普及、活用、支援、また FEIAP 等の国際技術者団体との交流の促進や技術士の海外での業務活動の支援を行う。

- (1) APEC エンジニア及び EMF 国際エンジニアの審査登録の実施、及びこれらの国際的資格の枠組みに参加しようとする海外技術者団体等への支援
- (2) IEA (国際技術者連盟) APEC エンジニア及び EMF 国際エンジニア制度の監査への対応
- (3) APEC や ASEAN 諸国、EMF (Engineers Mobility Forum) の加盟技術者団体との交流・協力の促進、アジア太平洋技術者協会連合 (FEIAP) への参画
- (4) 「第 42 回日韓技術士会議」(愛知県名古屋市)の開催、日韓技術士交流促進の調査・研究
- (5) 青年技術士交流実行委員会による ASEAN 諸国、地域の若手技術者との交流の継続
- (6) 中国等アジアの技術者関係機関、教育機関等との交流

7 社会貢献活動

技術士の専門技術を生かし、地域社会や青少年に向けた科学技術に関するコミュニケーション

ョンの促進を図るなど、科学技術振興支援事業を継続して行う。また、科学技術全般にわたる高度な専門技術者の集団である本会の特性を活かし地域防災活動への支援を継続する。

技術士の地位の向上と本会の公益活動の推進のため、社会における多種多様な課題に対する技術的支援の見地からの“地域に根ざした社会貢献活動”の全国的推進を図る。

- (1) 地域社会へ向けたサイエンスカフェ等における科学技術コミュニケーター及び教育現場での理科支援活動を通じた科学技術振興支援の推進
- (2) 科学技術行政施策への協力
- (3) 行政機関との防災・減災協定に基づく地域住民とのコミュニケーション活動や防災訓練への参加、国や自治体等が主催する震災対策技術展等への参画、本会の年次防災連絡会議の開催等
- (4) 裁判所からの技術鑑定等の依頼に対する協力活動の実施
- (5) 本会が組織的に取り組むべき新たな社会貢献活動の検討
- (6) “技術士としての目に見える社会貢献活動”の事例発表等による広報

8 情報発信・連携の強化

本会の目的を達成し会の発展を目指すためには、技術士制度の社会への浸透が不可欠であり、本会及び本会会員による「社会に向けた情報発信」は重要である。そのために、多様な形態による戦略的な広報活動のあり方について検討し、成案を得たものから順次実施する。

また、年々増加し各地域に拡大する会員への情報発信機能の強化と統括本部、地域組織、部会相互の情報連携がより重要となっている。そのために、会報やホームページにおける広報内容等の充実の他、インターネットを利用した会議システムなど情報システムの円滑な運用を図る。

- (1) 技術士制度についての産学官への情報発信、技術者の育成に向けた関係学協会との連携
- (2) 技術士資格の取得及び本会への入会について広く理解を得るための企業や業界団体に対する広報活動の検討
- (3) 報道機関との連携を含む戦略的な広報活動の推進、本会の各種行事や社会貢献活動などの外部への積極的な情報発信
- (4) 月刊『技術士』の発行及びホームページでの既刊号閲覧システム（Pe-book）の充実
- (5) 月刊『技術士』を補完するホームページ上での新たな広報（Pe-プラス）の運用
- (6) 会員名簿の維持更新、技術士業務の経歴、防災支援活動や技術者倫理活動等会員の実績を登録し、担当委員会にて活用するパーソナルデータベースの充実
- (7) ホームページでの会員専用コーナー、同報メールシステムの活用による提供情報の充実の他、新たに導入した WEB 会議システムや専門技術情報の共有・活用に資するシステムの円滑な運用
- (8) 各委員会・地域組織・部会における情報発信及びホームページの維持管理のための体制の整備強化
- (9) 月刊『技術士』等の配送に代わりホームページでの閲覧方式を希望する会員に係る対応の検討

9 組織運営の強化

地域本部長会議、支部長会議、部会長会議を通じて地域組織及び部会との一層の意思疎通

を図るとともに、常設委員会間の連携や、常設委員会と実行委員会の間での一体となった運営の強化を進める。

本会業務の全国的な展開を一層きめ細かく進めるため、会員における地域的な活動を強化し支援する県等単位での支部組織の整備を進める。

技術士全般の活動活性化のために、関連学協会との連携促進の他、関連する技術士団体との情報交換等を通じた「緩やかな連携」の構築を進める。

公益社団法人として必要とされる総会、理事会及び地域組織等の組織運営面での対応を図る。

- (1) 理事会及び常設委員長会議などを通しての業務執行の一層の効率化
- (2) 関東甲信地域における 8 県支部の円滑な業務運営実施に向けた支援及び監督
- (3) 地域本部管轄地域における会員のきめ細かな地域活動の活性化を目的とした県等単位での支部組織の検討・整備
- (4) 企業内技術士会や出身大学・高専技術士会などとの連携のあり方の検討
- (5) 公益社団法人として求められる法人ガバナンス面からの本会運営面での的確な対応

1 0 東日本大震災復興支援活動の継続

本年度も引続き、地域本部・部会等それぞれの組織の特徴を踏まえた支援活動を積極的に推進する。復興支援活動に関わる情報提供、復興支援技術士データベースの運用等、防災会議による事業は、防災支援委員会が継承し継続的に推進する。

1 1 技術士第二次試験選択科目の検討

技術士第二次試験における選択科目のあり方等を検討し、文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会での審議に資する。

II 受託事業

本会における業務受託は、公益法人としての社会貢献活動及び技術士活用促進事業における新規業務の育成段階を基本とし、国、地方自治体からの各種審査、調査等の受託事業のほか関係機関等からの委託を受け本会の目的にかなう事業を積極的に進める。

- (1) 国、独立行政法人における調査及び監査業務等
- (2) 地方自治体における工事等の監査に伴う技術調査に関する業務
- (3) 地方自治体における積算等検査業務、建造物設計審査業務、防災に関わる点検業務等
- (4) 官公庁及びその関連機関等が実施している助成金交付申請に係る審査業務
- (5) 地方自治体等の技術系職員採用試験問題の作成、採点等業務

Ⅲ 指定事業

1 技術士試験の実施

技術士試験の実施にあたっては、各地域組織、大学等の協力を得つつ、正確、公正を旨とした試験を適正かつ迅速に実施する。特に、試験委員と緊密な連携を図り、試験問題の平準化に努める。

- (1) 技術士第一次試験の試験事務
- (2) 技術士第二次試験筆記試験の試験事務
- (3) 技術士第二次試験口頭試験の試験事務

2 技術士登録等の実施

技術士及び技術士補の新規登録、登録事項変更届及び登録証明書発行等事務の迅速化を図り、申請者等へのサービス向上に努める。

- (1) 技術士及び技術士補の登録事務
- (2) 技術士及び技術士補の登録証明書発行等の事務

3 技術士試験制度等の広報活動

大学・高専・学協会等が実施する試験制度の説明会等に対し、各地域組織、関連委員会等の協力を得て積極的に対応するとともに、マスメディアを利用した普及啓発活動を推進し、受験者の確保を目指す。

- (1) 技術士試験制度の広報活動
- (2) 技術士試験実施に係る広報活動

4 試験・登録事務の改善、強化

受験者数に適合した試験委員及び技術士試験センターの適正な人員、体制等の確保を図るとともに、地域における試験の実施に関する業務が確実かつ円滑に実施できるよう各地域本部等との協力を推進する。

試験・登録事務については、適正かつ効率的な試験・登録を実施していくため引き続き業務の正確化・合理化を図るとともに、財政の改善に努め、適切な事業運営を図ることとする。

また、技術士試験に係る諸課題等については、技術士分科会等に積極的に協力するとともに、必要となる資料等を提供していくこととする。

以上